

第 1 0 9 号 議 案 「 幼 稚 園 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 」 に つ い て

第 1 1 0 号 議 案 「 学 校 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 」 に つ い て

1 月 例 給 の 改 正

【 幼 稚 園 教 育 職 員 】

特別区人事委員会勧告に基づき、給料表の改定を行う。

幼稚園教育職員に係るもの

公民較差分（給与月額△2,235円、△0.58%）の引下げ改定を行う。

※改正後の給料表は、令和2年1月支給の給与から適用する。

なお、学校教育職員に係る給料表については、都の教育職員との均衡を考慮し、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととしている。今回は、公民較差（給与月額47円、0.01%）が極めて小さいため、都と同様に改定を見送る。

2 特 別 給（ 期 末 ・ 勤 勉 手 当 ） の 年 間 支 給 月 数 の 改 正

【 幼 稚 園 教 育 職 員 お よ び 学 校 教 育 職 員 】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を0.15月（幼稚園再任用職員は0.10月）引き上げる改正を行う。

I 引上げ分は民間における支給状況を勘案し、全て勤勉手当に割り当てる。

(1) 一般職員

| | 現 行 | | 改 正 案 |
|-------------------|---------------|---|---------------|
| 特別給全体 【年間支給月数】 | 4.50月 (2.35月) | ⇒ | 4.65月 (2.45月) |
| ・期末手当 | 2.60月 (1.45月) | | 2.60月 (1.45月) |
| ・勤勉手当 | 1.90月 (0.90月) | | 2.05月 (1.00月) |

※（ ）は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

| | 現行 | 改正案 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 特別給全体 【年間支給月数】 | 4.50月 (2.35月) | 4.65月 (2.45月) |
| ・期末手当 | 2.20月 (1.25月) | 2.20月 (1.25月) |
| ・勤勉手当 | 2.30月 (1.10月) | 2.45月 (1.20月) |

※ () は幼稚園再任用管理職員

II 令和元年度においては、勤勉手当の支給月（年2回）のうち、12月期の勤勉手当を引き上げるにより対応を行い、令和2年度からは、6月期と12月期の2回に分けて支給するよう支給月数を調整する。

(1) 一般職員

| | 現行 | 令和元年度 | 令和2年度から |
|--------------------|---------------|---------------|----------------|
| 勤勉手当全体 【年間支給月数】 | 1.90月 (0.90月) | 2.05月 (1.00月) | 2.05月 (1.00月) |
| 6月期 | 0.95月 (0.45月) | 0.95月 (0.45月) | 1.025月 (0.50月) |
| 12月期 | 0.95月 (0.45月) | 1.10月 (0.55月) | 1.025月 (0.50月) |

※ () は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

| | 現行 | 令和元年度 | 令和2年度から |
|--------------------|---------------|---------------|----------------|
| 勤勉手当全体 【年間支給月数】 | 2.30月 (1.10月) | 2.45月 (1.20月) | 2.45月 (1.20月) |
| 6月期 | 1.15月 (0.55月) | 1.15月 (0.55月) | 1.225月 (0.60月) |
| 12月期 | 1.15月 (0.55月) | 1.30月 (0.65月) | 1.225月 (0.60月) |

※ () は幼稚園再任用管理職員

3 施行期日

(1) 給料表の改定（幼稚園教育職員）

令和2年1月1日に施行する。

(2) 特別給支給月数の改定（幼稚園教育職員および学校教育職員）

令和元年度 公布の日に施行する。

令和2年度から 令和2年4月1日に施行する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の110</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあって、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の130</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、<u>「100分の110」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。</u></p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> |

【第2条による改正】

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の110</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあって、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の130</u>)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> | <p>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> |

【改正付則】

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中第30条第2項および第3項の改正規定ならびに付則第4項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第2条の規定 令和2年4月1日 (施行日前の異動者の号給の調整)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、品川区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)</p> <p>3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次</p> | |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p> | |

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の110</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の130</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> |

【第2条による改正】

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の110</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の130</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> |

【改正付則】

| 新 | 旧 |
|-----|---|
| 付 則 | |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。</u> | |